

## 〔研究ノート〕

## 住吉弘貫の生年、年齢表記について

昔の人物を研究する際、生年は重要な基本情報の一つとなります。生年月日の明記された戸籍がまだ整備されていない昔の人々の生年をどのように明らかにするかというと、没年と亡くなった時の年齢を記した墓碑や、制作年とその時の年齢を記した作品などを探し出し、逆算することで割り出します。ところが、昔の人々は、あえて数を足したり引いたりした年齢を記すことがあり、史料によって生年が異なってしまうような例があります。

絵師の年齢加算の例ですと、江戸時代中期に活躍した洋風画家・司馬江漢が有名です。江漢の作品や著述には、年齢と制作年・執筆年が記されたものがいくつか残されていますが、逆算すると、延享4年(1747)生まれとなるものと、元文3年(1738)生まれとなるものがあり、混乱が生じていました。研究が進む中で、年齢の表記は文化5年(1808)以降とそれ以前で異なっていることが分かり、文化5年62歳のときに年齢を9歳加えて71歳を自称し、以後は1年ずつ1歳を加えていったのではないかと考えられるようになりました。「莊子」寓言篇の「九年而大妙」に触発されて9歳足したのではないかとする指摘があります(細野正信「司馬江漢」読売新聞社、1974年)。

現在、筆者が考察中なのが、住吉弘貫の生年です。住吉弘貫は、やまと絵系絵師として江戸幕府の御用を代々務めた住吉家の七代目です。昨秋の特別展で取りあげた住吉家五代目広行の次男にあたります。弘貫については、寛政5年(1793)生まれ、文久3年(1863)没と記している図録や研究書

が多いですが、これは、江戸時代の絵師を研究する上で広く参照された『東洋美術大観5』(審美書院、1909年)が、『名印部類』(春陽堂、1892年)に載る弘貫の没年月日を参照して「文久三年七月廿二日歳七十一にして没」と記していることに由来しています。当時の年齢は数え年ですので、文久3年(1863)から71を引いて、1を足した年、寛政5年(1793)が弘貫の生年となるという計算です。

この生没年について、弘貫の日記に注目して再考を促されたのが福井尚寿氏です。弘貫の没年月日は文久3年7月22日とされてきましたが、日記は文久3年11月3日まで続いていること、日記中に数カ所記される弘貫の年齢から逆算すると寛政6年(1794)生まれとなるものと寛政11年(1799)生まれとなるものが混在していることを指摘されました(福井尚寿「住吉弘貫筆・古川松根詞書《新嘗祭図》について」『佐賀県立博物館・美術館調査研究書』34号、2010年)。そこで筆者は、弘貫の生没年について改めて考えてみました(宮崎も「住吉弘貫の生没年・経歴について」『仏師と絵師』思文閣出版、2023年3月)。

まず、江戸時代後期から明治時代にかけて住吉家当主たちが改訂を重ねた「本朝画事」に、弘貫の後継者で住吉家八代目当主となった広賢が、弘貫の没年・没年齢を「文久四年七十一歳卒」と加筆していることから、弘貫の没年は文久4年(1864)と考えました。この年の2月20日に文久から元治に改元していますので、より厳密に言えば、文久4年の1～2月中旬の可能性が高

いです。この没年時期であれば、弘貫の日記に文久3年11月3日までの記載があることと矛盾しません。

難しいのが生年です。「本朝画事」の記載を信じれば、従来言われてきた寛政5年ではなく、寛政6年生まれとなりますが、福井氏が指摘するように、弘貫の日記には、寛政6年生まれと寛政11年生まれとなる年齢が混在しているのです。しかも、司馬江漢のように、ある年を境に年齢表記が変化するのではなく、行ったり戻ったりするのです。具体的に記すと、嘉永7年(1854)元旦に詠んだ和歌には寛政6年生まれの年齢(61歳)、安政3年(1856)冬に詠んだ和歌には寛政6年生まれの年齢(63歳)、安政4年(1857)5月の昇進の明細書には寛政11年生まれの年齢(59歳)、文久2年(1862)1月7日に詠んだ和歌には寛政6年生まれとした時の年齢(69歳)が記されています。さらに、安政7年(1860)3月付けの婿養子願書の控えには寛政11年生まれの年齢(62歳)が記された後、墨線で打ち消して寛政6年生まれの年齢(67歳)が記されています。

規則性が見出しにくいのですが、私的な和歌などでは寛政6年生まれの年齢が記されるのに対し、公的な書類などには基本的に寛政11年生まれの年齢が記されている点が特徴と言えます。2023年3月刊行の拙稿では、司馬江漢の年齢加算の例が念頭にあったため、本来は寛政11年生まれであるが、嘉永6年(1853)の改名を機に5歳加え、私的な和歌などには寛政6年生まれの年齢を記し、公的な書類は本来の寛政11年生まれの年齢を記した可能性を指摘しました。年齢を低く表記する可能性をあまり検討しませんでした。住吉家が幕府に仕える絵師であることを考えると、公的な書類には敢え

て年齢を低く記した可能性もあると現在は考えています。

安政4年の弘貫の日記で言及される明細書は、昇進した際に幕府に提出した弘貫の書類のことですが、こうした仕官や昇進の際の書類に敢えて年齢を若く記す例が報告されています(五十嵐公一『近世京都画壇のネットワーク』吉川弘文館、2010年)。これは、江戸時代の幕府や藩が先例主義のためであり、年齢を若く記載することで、幕府や藩に仕える後継者が同じ地位になる年齢を早めることが期待されていました。弘貫の日記には、安政4年の明細書について、「五十九歳ト認出ヌ」と記されています。わざわざ「59歳」と書いて出した」と日記に記述していることは、実際には違うという意味が込められているように感じられます。実は、弘貫の若い頃の格式願(父の広行と同様の格式を願う書類)の控えには、文化8年(1811)生まれ設定の弘貫の年齢が記されていて謎であったのですが、これもまた後世の後継者のために若く年齢を設定していた可能性があります。この時は実年齢より17歳も若い年齢を記しているのでもっとやりすぎたと思ひ、昇進の明細書では5歳若い年齢にとどめたのでしょうか。安政7年の婿養子願書については、はじめは昇進の書類と同じく5歳若く年齢を記していましたが、訂正して実年齢にしたのでしょうか。『名印部類』の没年・没年齢の記述の誤りの理由が不明であるなど、釈然としない点は残り、考察は継続中ですが、弘貫の実際の生年は、日記の私的な和歌や、後継者の広賢が加筆した「本朝画事」の年齢表記から逆算した寛政6年の可能性があるのではないかと、というのが現在のところの筆者の考えです。(宮崎も)